

平成27年11月2日

答申第619号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「① グレード制（A1～C1）の各グレードの階層別職員数、② 各階層における期待される役割」について開示の求めがあった。

NHKは、①については、職員の昇格に関する人事情報であって公表することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、②については、職員の人事考課に関するNHK独自のノウハウが含まれており、公表すれば採用活動やNHKの人事管理そのものを阻害するおそれがあるため、いずれもNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当し、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、いずれも人事に関する情報であって開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、いずれも規程第8条1項1号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月2日（第227回審議委員会）

第633号諮問、審議、答申